

令和8年3月13日

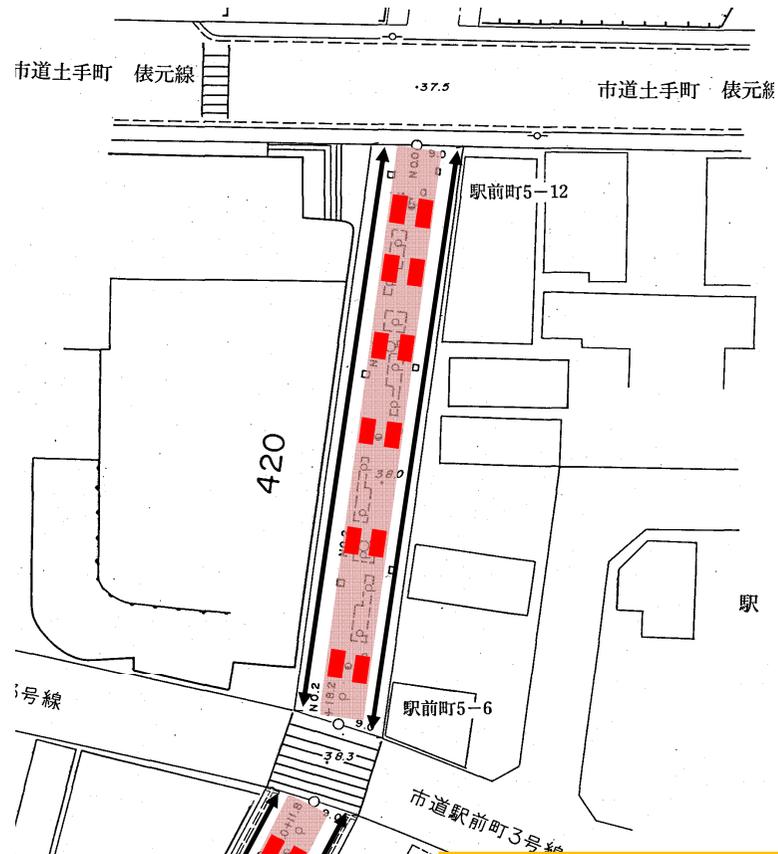
都市再生特別措置法に基づく特例道路占用区域の指定について

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第10項に規定する都市再生整備計画に記載された施設等のための道路占用について、同法第62条第1項に基づき下記のとおり特例道路占用区域を指定します。

記

- 1 特例道路占用区域の指定日
令和8年3月13日
- 2 特例道路占用区域の所在地
市道 駅前町1号線の一部 弘前市大字駅前町13番地1地先（別添）
- 3 指定期間
令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
- 4 占用できる施設等の種類
食事施設（仮設オープンテラス）として設置するイス、テーブル等

特例道路占用区域



- <凡例>
- 道路占用許可の特例の活用区域
 - 食事施設
 - 歩行者自転車動線



使用するイステーブルのイメージ

9.00 単位：m

特例道路占用区域		
3.00	3.00	3.00
歩行通路 自転車通路	食事施設等 道路占用帯 食事施設等	自転車通路 歩行通路

断面図